米国FINRAによる債券マークアップ・ポリシーの制定と運用

傾山 史生

1 社債売買における過剰なマークアップに対するFINRA(旧NASD)による処分

社に対し、債券売買において過剰な大きさの売買スプレッド(マークアップ)による利得を得ていたことにつき、 協会)がNYSEレギュレーションの一部を統合する形で二〇〇七年七月三〇日付けで発足したFINRA FINRAへの制裁金一五○万ドルおよび顧客への賠償金四六○万ドルの支払いを命じるとともに、 (Financial Industry Regulatory Authority:金融業界規制機関)は、二○○七年八月二日、モルガン・スタンレー 米国の証券自主規制機関(一九三四年証券取引所法上の国法証券業協会)として従来のNASD (全米証券業 同社の債券

よび同八・三○%社債)について多数の小口投資家を相手として行った二八○七件(取引総額五九○○万ドルに 〇一年第一四半期に、 事実関係の概要は、 の売却が、五・八八%~一七・八六%のマークアップ率を伴っていた(顧客の購入価格は額面一〇〇ドル FINRAのプレスリリースおよびWSJ報道によると、モルガン・スタンレー(2) (3) 一連の社債(Kemper Lumbermens Mutual Casualty Co. 発行の表面利率九・一五%社債お 社が二〇

トレーダー一名に対して制裁金四万ドルおよび業務停止一五日間の処分を課したことを公表した。

に対して九八・五~一〇三ドルである一方、同社が当該社債を調達した価格は同じく八八・二二~九三・二三ド

ルであった)というものである。

FINRAによれば、これらの取引は同社のあるトレーダーがオフィス外で約定したものであり、同社はこれ

という。 らの取引の執行価格を当時の市場実勢に照らしてチェックすることを怠った内部管理体制上の過失責任を負う、 プを伴うような債券取引を行った証券業者に対する処分を行ってきた経緯があることから、 レスリリースでは具体的には明らかにされていない。後述のように、SECおよびNASDは従来からFINR (旧NASD)規則二四四○条および理事会解釈二四四○─一を根拠として、一定以上の大きさのマー しかし、 本件がどの規定に抵触し、どの規定を根拠として処分が行われたのかについて、 本件処分もそれらと FINRAプ クアッ

同様の適用によるものと考えられる。

は、 取引にかかるマークアップ・ポリシー」が制定・施行され、社債を含む債券取引にかかるマークアップの公正性 の発足後における初の証券業者処分事例であったというだけでなく、旧NASD時代を含めて社債については初 かかるマークアップの公正な水準について明確な判断を下した初の事例―それは、本件処分がFINRAとして 確保のための規定が整備されたばかりであるからである。 クアップが問題となったことはあまりなかったのに対して、今回は社債の取引が処分の対象となっていることに 注意を要する。 という意味においてであるが―という位置付けを与えることができるかもしれない。そのような位置付けに (Interpretative Material:ⅠM)二四四○─一の改正によりⅠM二四四○─二「地方債を除く債券の 従来の処分対象は、社債以外の債券 というのは、本件処分発表のおよそ一カ月前の七月五日に、上述のFINRA (財務省証券、地方債など)の場合が多く、社債にかかるマー 本件処分は、FINRA (旧NASD) が社債取引に (旧NASD)

八八・二二~九三・二三ドルと、額面(一〇〇ドル)を大きく割り込んだ水準であることをみると、当該社債が なお、本件処分の対象となった取引において、モルガン・スタンレー社が社債を調達 (購入) した際の価 格が 関連する従来の経緯を、

次節で概観することとする。

資適格ランクの社債について、証券業者が一定の判断に基づく交渉によって安価な水準で調達する一方で、必ず 取引時において非投資適格ランクの格付け、すなわちBB+以下のジャンク債ないしディストレスト債であった かろう。 価格変動 可能性が考えられる。 ップであると認定されてもやむを得ないという状況が想定される。 しも十分な信用リスク判断能力を有しない投資家に対して額面近辺の価格で売却したとすれば、 幅が大きく、 ジャンク債やディストレスト債の取引においては、 またそもそも適正な価格水準を判断することが困難である場合が多い。そのような非投 それが本件にあてはまる可能性も、 信用リスクが非常に大きいことから、 過剰なマークア

2 「債券マークアップ・ポリシー」制定に至る経緯

格のマークダウン)の大きさに関する自主規制規則のあり方をめぐる、 別の顧客への売却価格のマークアップないし証券会社の一の顧客に対する売却価格に対する別の顧客 会社との間で行う売買にかかる売買スプレッド(ある債券にかかる証券会社の一の顧客からの購入価格に対する 今回のモルガン・スタンレー社への処分の背景には、債券の店頭売買取引において証券会社が顧客ない 長年の経緯がある。 の購入価

数料ないしサービス料を上回る額を顧客から徴収してはならない。」と定めているが、これはいわば原則論であ 況を含むあらゆる状況を勘案し、 含めて公正な価格で執行しなければならない。 自己勘定で顧客と売買を行う場合には、 F I N R A (旧NASD)規則二四四〇条(Fair Prices and Commissions) また注文執行に伴う支出や取引に係る経験や知識の対価などを含めた適正な手 取引時の市場状況を含むあらゆる状況を勘案し、また関連費用 また、 協会員が顧客の取引を取り次ぐ場合には、 は、「協会員は、店頭取引において 取引時 'の市場状 や利益を

場合、 る。 売する場合、 ⅠM二四四○一一「マークアップ・ポリシー」において、マークアップの公正な大きさの基準は一概には決めら 準につい 者が顧客に販売または顧客から購入した証券を、その時点において調達または処分することにかかる市場 が挙げられてい おける流動性、 れら要因の一つに過ぎない、としている。考慮すべき要因としては、売買取引の対象となる証券の性質、 判定するには、 れないものの、 (再取得コスト) が基準とされるべきである、との考え方が規定されている。 の証券にかかる買い注文を受けた証券業者が、 実際の売買取引におけるマークアップ 等が規定されており、 ②顧客から一の証券にかかる買い注文を受けた証券業者が、手持ち在庫にある当該証券を当該顧客に販 ③顧客から一の証券にかかる売り注文を受けた証券業者が、当該注文に応じて当該債券を購入する 取引価格の水準の高低、取引規模および額面金額の大小、取引当事者となる証券業者の業容など 当該取引に関連するすべての要因を考慮しなければならず、 五%がひとつの基準となる、との考え方を定めている。ただし個々の売買取引における公正性を る。また、この「マークアップ・ポリシー」が適用される売買取引の形態としては、 一九四〇年代にNASDが当時における株式売買についての実態調査をもとに定めた理事会解釈 それとの関連で、 (売買スプレッド)の大きさを公正とみなすことができる具体的な基 ②および③の場合について、 当該注文を受けて市場で購入した当該証券を当該顧客に販売す マークアップのパーセンテージはそ マークアップ率の算定には、 1 顧 証券業 客から 市場に 価 格

五. さについて、 五%ポリシーはガイドラインであって規則ではない(The "5% Policy" is a guide, not a rule)」という文言を置いて |%が絶対的な数値ではなく上述のように個々の売買取引の実態に応じて変化する余地を認めている上、| この 以上のように、このFINRA 一九四〇年代における株式売買の実態に基づいて五%という具体的な数値を規定したものであるが、 (旧NASD)「マークアップ・ポリシー」は、 公正なマークアップ率の大き

規程 である FINRA 置付けとなっている。その意味では、このFINRA アップ・ポリシー」自体によって業者の不正行為と認定し直ちに制裁を加えるわけではない、 いるため、 ついての原則論を定めたものに過ぎないのである。 証券業者が五%を上回るマークアップを伴う売買取引を行った場合であっても、それをこの「マーク (旧NASD)規則二四四○とともに、マークアップ(売買スプレッド)の公正な水準に (旧NASD)理事会解釈IM二四四〇—一は、 という限定的な位 その上位

賠償金または行政処分上の課徴金ないし制裁金が課せられる、という形を取っているのが、実態であり、 摘されたり、 するSECないしNASDによる監督上の検査において問題のある疑いのあるマークアップを伴う売買取引が指 規則二四四〇および理事会解釈IM二四四〇―一を有力な根拠とした判断が行われて、業者側に対して民事上の いわば「マークアップ・ポリシーの実態的運用」と呼ぶべき効果を上げているとみることができよう。 それでは、 または取引当事者によって訴訟や裁定が提起されたりする場合において、FINRA 原則論ではない実態としての公正性の確保はどのようにして行われるのかといえば、 (旧NASD) 証券業者に対

伴う取引を行った証券業者に対して行政処分を検討した事例、 債取引において四%を越えるマークアップ率を伴う取引を行った証券業者に対してMSRB規則G三○ 債券も含まれることから、債券についても実態的運用の事例の蓄積がある。たとえば、一九九六年にSECが、(5) 参照)違反として賠償金および制裁金の支払いを命じた事例、等である。 財務省証券および政府抵当金庫(GNMA)債の取引において三・五四%ないし四・七三%のマークアップ率を 理事会解釈ⅠM二四四○─一は、その適用対象については、原則としてすべての証券を規定しており、 一九九九年にNASDレギュレーションが、 (注5を

ただ、理事会解釈IM二四四〇―一は、そもそもは株式を念頭において定められたものであるため、債券を対

制上の困難が発生する、ということになる。 規定の有効性に関して、「市場価格 を、 取引態様や取引規模の個別性が大きいことから、同一銘柄にかかる取引であっても、 場合が多い株式取引と異なり、 象とする規定としては、必ずしも明確な内容ではなかった。特に、 ない場合が多い。そのため、「マークアップ率の算定には、 マークアップの基準となる市場価格や再取得コストとして外形的に明確な数値が存在しない場合が多いことや、 その時点において調達または処分することにかかる市場価格 債券取引においては売買取引が成立する頻度が極めて低い銘柄が多いことから、 (再取得コスト)」そのものが明確に定めがたいという点において実務上、規 証券業者が顧客に販売または顧客から購入した証券 (再取得コスト) が基準とされるべき」という 継続的に売買気配値および出来値が成立する 一義的な市場価格とは言え

の内容を債券取引の実態に即したものとすることに向けた検討が開始された。 かる議論が表面化したことを受けて債券市場の公正性・透明性への関心が高まる中で、マークアップ・ポリシー わけではなく、とくに一九九〇年代になって、財務省証券のレポ取引や発行時入札にかかる公正性・透明性にか また、債券取引における売買スプレッドの大きさの公正性について市場において実態上全く問題がないという

パブリック・コメントで述べ、大幅な修正を余儀なくされた。一九九八年に修正案が公表されたが、証券業者側 それを用いることができる証券業者の業態・業容を比較的狭く規定したこと(ホールセールのマーケットメイク 釈IM二四四〇―二の案)が公表されたが、五%を越えるマークアップ率を不適切とみなすとの内容であったこ を行うことに加えて小口顧客との売買を行っていること)等から、証券業者側が実務上の観点から多くの異論を 具体的には、一九九四年七月にNASD(現FINRA)によって債券マークアップ・ポリシー案 マークアップの基準となる再取得コストに代替する数値として業者間気配を用いることを認めたものの、

〇七年四月にSEC認可を得て、 からは一九九七年案の際と同様の懸念が多く表明された。その後、二〇〇五年に再度の修正案が公表され、二〇 同年七月の施行となったものである。

S D とも、大きく関係していると考えられる。 告・公表対象銘柄がほぼ全ての社債に拡大されるとともに、報告後即時のリアルタイムでの公表が開始されたこ 制度整備の面で、社債の売買取引の結果にかかる証券会社からNASD(現FINRA)への報告をもとにNA 間の後に二〇〇七年になってようやく決着したことの背景には、マークアップの基準となる価格データにかかる 映させることの困難さによるところが大きいが、その検討過程において一九九八年から二〇〇五年までの空白期 Reporting and Compliance Engine)が二〇〇二年七月に制度化・運用開始され、さらに二〇〇六年一月には、 債券マークアップ・ポリシー」の制定がこのように難航したのは、上述のような債券市場の特性を制 (現FINRA)が銘柄名・出来値・出来高等の情報を逐次に公表する仕組みであるTRACE(Trade 度に反

3 二〇〇七年「債券マークアップ・ポリシー」の内容

高 アップの基準となる市場価格としてどのような指標が用いられるべきかについて、指標としての合理性の程度が 以上のような経緯を経て二〇〇七年に制定・試行された「債券マークアップ・ポリシー」においては、 .順序を具体的に定め、業者は当該合理性の程度が高い順に従って用いるべきであるとの考え方が規定された。 マーク

①債券のマークアップの基準となる市場価格(prevailing market price) 取得コスト(contemporaneous cost)であるべきである。 は、第一義的には当該債券にかかる再 その「順序」について整理すると、概要以下の通りである。

- ②当該債券について市場において再取得価格が存在しない合理的な理由があることを業者が挙証できる場合に 限り、 債券の業者間取引における取引価格、 が報道された場合、が規定されている。これらのいずれかの場合において用いる指標としては、(1)当該 再取得価 金利変動が生じた場合、イ.発行体の信用度に変化が生じた場合、ウ.発行体に関する重要事実 格以外の指標を用いることができる。 (2) 当該債券の業者間気配、 これに該当する理由としては、 の順で採用されるべきと述べられてい 再取得価格が成立した
- ③ある債券について再取得価格が成立していないことが挙証できる場合には、当該債券と類似の債券(similar П 券の再取得価格、 コ が満たすべき類似性の基準としては、ア・信用度 1 りの対国 ル条項、 ·債スプレッドが同程度であること、ウ·債券の仕組み性が類似していること(表面利率、 にかかる以下の指標が、以下の順序で採用されるべきであるとされる。 転換・交換条項等)が挙げられている。 2 類似債券の業者間取引価格、 (発行体、格付け、担保、保証)が類似していること、イ・利 (3)類似債券の業者間気配、である。なお、 すなわち、 $\widehat{1}$ 類似債券 満期日、 類似債
- ④以上のいずれによってもマークアップの基準とするべき市場価格が得られない場合には、表面 要素を変数とする割引キャッシュ 信用リスク、金利水準、発行体の属する業種、債券の残存期間、償還にかかるオプションの形態等の諸 フロ ー・モデルにより算出される利回りを参考にして市場価格を確定する 利率、 取引価

既定によるQIB:Qualified Institutional Buyer)と証券業者との間で行われる取引については、債券マークア なお、格付けが投資適格ランクに満たない債券について適格機関投資家(一九三三年証券法規則 四四四 A 条 の

ことができる、

とされてい

場合には、債券マークアップ・ポリシー(五%ルール)が適用されることとなる。 投資適格債の場合よりも大きくなる傾向があること、また、取引当事者についての市場実態として、投資適格債 そのものの変動の余地が大きく、ひいては売買取引価格のボラティリティも大きいことから、マークアップ率が れることが、 と比較して一層、 るジャンク債にかかる売買取引については、投資適格債券と比較して信用リスクが高いだけでなく、 ップ・ポリシー(五%ルール)を適用しないものとされている。これは、非投資適格ランク、すなわち、 主たる根拠であると考えられる。ただし、 個人投資家の参加が少なく、 一定のリスク判断能力を備えた機関投資家が大半を占めるとみら 証券業者が非投資適格債を一般投資家との間で取引した 信用 ſλ ij 、スク わゆ

4 今後への示唆

具体的にどのような意味を持つのだろうか。 以上のような内容の債券マークアップ・ポリシーが施行されたことは、米国の社債市場における実務にとって、

債券または類似債券にかかる業者間取引価格ないし気配等を基準としてマークアップ率を算定すべきという、 証できるような取引の遂行及び売買管理の実施に、従来以上に意を用いる必要が出てくるであろう。 体的な手法が明確に定められたことが、重要である。証券業者は今後、債券売買取引価格の公正性を事後的に挙 NRA規則の体系の中に明確に位置づけられたことである。そして、その規定ぶりにおいては、個々の債券につ クアップ・ポリシー」 いての顧客との間での売買取引の成立が散発的であるために再取得コストが不明確である場合においても、 従来の理事会解釈ⅠM二四四○─一「マークアップ・ポリシー」に加えてⅠM二四四○─二「債券マー が制定されたことにより、 債券の売買取引にかかるマークアップの公正性のあり方がFI 同 具

においても、 効性を担保するためには行政上および自主規制上の監督のあり方に負うところが大きいことは確かだが、 ョンと見ることができ、 **「債券マークアップ・ポリシー」それ自体は、上述のように、罰則規定を伴う強い行為規制ではないため、** 上述のモルガン・スタンレー社に対する処分事例はFINRAの強い姿勢を示すデモンストレーシ 証券業者にとっての緊張感を高める効果があったとも考えられる。 その面 実

TRACE であり、 の行為規制および監督の実効性を高めることの両面で行われた。その具体的な制度整備の形が、 かかる制度を構築することと、売買取引価格ないしそれに伴うマークアップ率の大きさの公正性を確保するため に向けた一連の制度改善が進められてきた。それは大きく分けて、売買取引にかかる価格情報等の収集・公表に 米国債券市場、とくに社債市場については、一九九〇年代半ば以降、 後者については今回の債券マークアップ・ポリシーであったのである。 取引価格の透明性・公正性を高めること 前者については

注

- 1 拙稿 「NASDおよびNYSEによる自主規制機能の一部統合計画」、 本誌第一六四〇号 (二〇〇七年二月)
- $\widehat{2}$ FINRA, "News Release: FINRA Fines Morgan Stanley \$1.5 Million, Orders \$4.6 million In Restitution To Customers 2007NewsReleases/P036362 Overcharged in Corporate Bond Sales, "August 2, 2007. (http://www.finra.org/PressRoom/NewsReleases/
- 3 Wall Street Journal, "Morgan Stanley Faces Fine," in WSJ. com, August 2, 2007.
- $\widehat{4}$ NASD, "Notice to Members 07-28: Mark-Ups on Debt Securities," June 2007
- 5 地方債のマークアップについては、地方債の発行・流通にかかる証券業務にかかる監督機関である地方債規

において顧客との間で行う取引におけるマークアップを含む価格は公正かつ合理的なものでなければならない等と規 則制定委員会(Municipal Securities Regulatory Board:MSRB)規則G三〇において、地方債取引業者が自己勘定

- 6 Ayanian, John V., "Corporate Bond Market Transparency and Debt Mark-Up Regulation," Materials for The Bond Market
- Association Regional Bond Dealers Management Conference, January 30, 2002, p. 12.
- 7 NASDR Department of Enforcement Office of Hearing Disciplinary Proceeding, No. C02980073, September 1, 1999.

この間の経緯の詳細については、拙稿『米国債券市場における価格情報の公表等について』、証券団体協議会議、二〇

〇〇年一二月、三二~三九頁を参照されたい。

8

 $(\ensuremath{\mathfrak{D}})$ SEC Release No. 34-55638; File No. SR-NASD-2003-141, April 16, 2007.

(よこやま しせい・客員研究員)